

北詰訴訟控訴審判決は控訴人(遂犯無罪)の全面敗訴・棄却である、しかしこの判決書の受取拒否をする北詰には不郵便書留で送達されたが、これも北詰は高裁に突き返して、自分が完勝をしていることを知らない、或いは怯えている。

訴訟の受取拒否を二度までした北詰訴訟の初口頭弁論は、提訴から280日に開かれた、しかし認否をすらしめない被告北詰との地裁の審理は実質三回で結審、判決前夜に北詰は裁判官忌避をして、判決は半年先となったが、判決は北詰の完勝であり、反訴被告(遂犯無罪)は北詰に対して5万円の支払い義務、完敗であった。

反訴原告・北詰は5万では不足と控訴した、相互控訴となったが、何故か北詰は勝訴している反訴原告の方を取り下げた、これは担当書記官への問合せで解り、早速に北詰に敗訴金5万を書留郵便で送った、しかし北詰は居留守を使い受取拒否をして返送されてきた。

控訴をした北詰だが、書記官からの期日調整通知は無視して、地裁段階と同じく、書記官や、始まってもない裁判官への忌避申立を連発した、控訴をした北詰だが、期日呼び出し、答弁書の提出をせず、控訴審当日は法廷に現れず流れた、二回期も同じく出廷しない、裁判官は「擬制自白とする」この宣言を閉廷後に書記官に確認した、擬制自白となれば裁判官の裁量権限が入り込む余地はない、逆転勝訴である。

しかし控訴審判決は、原審被告(北詰)の敗訴を取り消して、逆転勝訴で25万円の支払い命令が

控訴人(遂犯無罪)に下された、また仮執行も付いている。

控訴人(原審原告の北詰)は、控訴を取り下げており、原審判決の5万の支払い義務は確定している、この送金の受取拒否を北詰はしている、つまり5万については債権放棄をしたのである。

北詰はこの訴訟で総額30万の勝訴を得た、この控訴判決は来週には確定する。

面白いことに、北詰と共謀した坪井隆作訴訟でも類似した訴訟形態で、やはり同じ30万の勝訴を坪井は勝ち取っている。

坪井の場合は、地裁段階での敗訴金5万の支払い請求が連日連夜続いたが、仮執行宣言は付いていず未確定であり支払い留保をしていた、ところが高裁で坪井への30万の支払いが確定した時点で、あれほどに続いた督促がぴったり止まった、因みにこの高裁期日には控訴したものの欠席したが坪井は出廷、判決は何と5日後である。

思うに行政訴訟などに”事情判決”というのがある、これは主文で違法であることを宣言して棄却判決するものだが、この類かと思料している。

地裁の審理は実質三回、北詰は結審当日に溜めていた証拠説明書を提出、控訴した北詰であるが、控訴審では全く訴訟行為をせず、出廷拒否をした、北詰相手では裁判にはならなかった。

浦和警察署に、北詰と共謀する坪井を刑事告訴しており、昨年に担当刑事から北詰訴訟の裁判資料の提出を求められた、この処分は未決裁である。

三十数件の訴訟沙汰は完敗続きの勝訴率ゼロ、原審一部勝訴でも控訴審では覆されて、裁判とは敗訴することに美学がある、HNの「確信犯の冤罪主張」の矜持は、北詰相手でも保たれた。